

大阪市景観計画

平成 18 年 2 月策定
平成 29 年 3 月変更

目次

| | |
|-------------------------|-----------|
| 第1章 基本的事項 | 1 |
| 1 本市における景観形成の意義 | 1 |
| 2 景観計画変更の背景 | 2 |
| 3 景観計画の位置付け | 4 |
| 第2章 景観の現況と特性 | 5 |
| 1 要素ごとの景観の特徴 | 5 |
| (1) 景観の現況と特性を捉える要素 | |
| (2) 各要素の特徴 | |
| 1) 地勢の要素 | |
| 2) 都市基盤の要素 | |
| 3) 歴史・伝統の要素 | |
| 4) 都市空間の要素 | |
| 5) 活動・営みの要素 | |
| 2 本市の景観特性 | 21 |
| (1) 特徴的な景観のテーマ | |
| (2) 特徴的な景観を有する主要なエリア | |
| 3 景観構造の特性 | 24 |
| (1) 基本となる面的な要素 | |
| (2) 特徴的な景観要素 | |
| 第3章 景観形成の課題 | 34 |
| 1 市域全域の景観に係る課題 | 34 |
| 2 各テーマの景観に係る課題 | 34 |
| 第4章 景観形成の目標と基本方針 | 36 |
| 1 景観形成の目標 | 36 |
| 2 景観形成の基本方針 | 37 |
| 3 協働による景観形成における各主体の役割 | 38 |

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 第5章 大阪らしい景観形成の取り組みの方向性 | 39 |
|-------------------------------|-----------|

| | |
|-------------------------|----|
| 1 景観形成の取り組みの方向性 | 39 |
| 2 景観施策の展開の方向性 | 41 |
| (1) 建築物等の誘導と景観まちづくりの推進 | |
| 1) 地域の特性をいかした建築物等の誘導 | |
| 2) 地域との協働による景観まちづくりの推進 | |
| (2) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発 | |
| (3) 様々な専門家等と連携した推進体制づくり | |
| 3 景観施策の体系 | 45 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第6章 景観法を活用した景観形成の取り組み | 46 |
|------------------------------|-----------|

| | |
|---|----|
| 1 景観法に基づく景観計画の枠組み（法第8条） | 46 |
| 2 景観計画区域等 | 47 |
| (1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号） | |
| (2) 景観配慮ゾーン | |
| 3 建築物・工作物の届出制度 | 52 |
| (1) 届出までの流れ | |
| (2) 届出対象行為（法第16条第1項、第7項） | |
| (3) 区域・地区ごとの景観形成方針（法第8条第3項）及び 景観形成基準（法第8条第2項第2号） | |
| (3-1) 基本届出区域の景観形成方針及び景観形成基準 | 55 |
| 1) 都心景観形成区域 | |
| 2) 臨海景観形成区域 | |
| 3) 一般区域 | |
| (3-2) 重点届出区域の景観形成方針及び景観形成基準 | 69 |
| 1) 御堂筋地区 | |
| 2) 堺筋地区 | |
| 3) 四つ橋筋地区 | |
| 4) なにわ筋地区 | |
| 5) 土佐堀通地区 | |
| 6) 国道2号地区 | |
| 7) 中之島地区 | |

| | | |
|---|-----------------------------------|-----|
| 4 | 屋外広告物に関する行為の制限（法第8条第2項第4号イ） | 107 |
| | （1）屋外広告物に関する基本方針 | |
| | （2）事前協議等の対象となる行為、範囲及び種類 | |
| | （3）屋外広告物の許可申請・届出までの流れ | |
| | （4）広告物基準 | |
| | 1）御堂筋地区 | |
| | 2）堺筋地区 | |
| | 3）四つ橋筋地区 | |
| | 4）なにわ筋地区 | |
| | 5）土佐堀通地区 | |
| | 6）国道2号地区 | |
| | 7）中之島地区 | |
| 5 | 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号） | 123 |
| | （1）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定方針 | |
| | （2）「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準 | |
| 6 | 景観重要公共施設の整備に関する事項と占用等の許可の基準 | |
| | （法第8条第2項第4号ロハ） | 124 |
| | （1）景観重要公共施設の指定方針 | |
| | （2）景観重要公共施設の指定 | |
| | （3）景観重要公共施設の整備に関する事項 | |
| | （4）景観重要公共施設の占用等の許可の基準 | |

| | | |
|------------|---------------------------------|------------|
| 第7章 | まちづくりなどと連携した独自の景観形成の取り組み | 129 |
| 1 | 景観法による届出に係る事前協議の実施 | 129 |
| 2 | 大規模面的整備地区での景観誘導 | 129 |
| | （1）計画の上流における協議の実施と事業者に対する積極的な周知 | |
| | （2）対象行為 | |
| | （3）専門家との連携 | |

| | | |
|---|------------------------------|-----|
| 3 | 協働による景観まちづくりの推進 | 130 |
| | (1) 地域景観づくり推進団体の認定と活動支援 | |
| | (2) 地域景観づくり協定の認定と運用支援 | |
| | (3) 地域ルールの実効性の担保 | |
| | (4) 景観協定制度の活用 | |
| | (5) 景観協議会制度の活用 | |
| 4 | 市民や事業者による自主的な景観形成の促進 | 134 |
| | (1) 都市景観資源の活用 | |
| | (2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）の実施 | |
| | (3) その他の啓発施策の展開 | |
| 5 | 様々な専門家等と連携した推進体制づくり | 135 |
| | (1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用 | |
| | (2) 景観整備機構の活動の充実 | |

：景観法に基づく法定事項

第1章 基本的事項

1 本市における景観形成の意義

古来より様々な経緯で市街地が形成されてきた大阪では、それぞれの時代の特徴を残す多様な市街地に、歴史や文化を今に伝える建物やまちなみなどの景観資源が多く継承されてきました。特に都心部では近世以前に構築された城下町を基盤とし、面的な市街地開発事業などにより近代的な都市整備が進み、幹線道路沿道や鉄道ターミナル周辺などにおいて大都市らしい風格のある洗練された景観が形成されています。また、古くから水の都として、水や緑の豊かなうらおいのあるまちなみが人々に親しまれてきました。

一方で、近世に起源を持つ繁華街、鉄道駅の周辺等に自然発生的に発達した繁華街や、大規模な開発により整備された繁華街など、多くの人々が行き交い、にぎわいや活気を感じさせる境界の景観も大阪らしい景観の特徴の一つとなっています。このため、いわゆる「美しい」「整然とした」景観だけでなく多様な表情を持つ景観が大阪らしい景観といえます。

景観は、私たちを取り巻く環境の眺めそのものであり「見える環境」ともいわれます。そして、視覚的に見えるこれらの環境の背景には、基盤となっている自然や風土、そこで培われてきた歴史や文化、さらにその上で営まれてきた人々の暮らしや様々な活動などがあります。

こうした点に鑑みたとき、本市にとっての景観形成の意義は、以下のように考えることができます。

【本市における景観形成の意義】

①都市の風格の向上

都市の顔となる空間の象徴的な景観形成に取り組むことにより、大都市としての風格を高めます。

②観光や交流の活性化による都市の活力の創出

地域の持つ様々な特徴をいかした景観形成に取り組むことにより都市の魅力を高め、観光や交流の活性化による活力の創出を促進します。

③地域への愛着や誇りの醸成による地域の個性の創出

人々の景観への意識を高め、主体的な景観形成を促進することにより、地域に対する愛着や誇りを醸成し、個性あるまちづくりを促進します。

④豊かな生活環境の形成

身近な都市空間の景観形成に取り組むことにより、日常の生活空間の魅力を高め、うらおいのある豊かな生活環境の形成を促進します。

2 景観計画変更の背景

本市では、平成18年に景観法に基づく景観計画を策定し、一定規模以上の建築物等の建築に際し、周辺景観との調和等に関する配慮事項の届出を求めてきた他、それ以前より、指導要綱に基づく建築美観誘導制度などにより、良好な景観形成に向けた協議・誘導を進めてきました。しかし、これら施策は法令に基づくものや要綱に基づくものが混在し、施策間の連携も十分なものではありません。このため、それぞれの施策の実効性を高めつつ、施策間の連携により総合的な景観形成の推進を図っていくため、施策全体の枠組みを体系的に整理していくことが求められています。平成28年2月をもって、景観法の活用を開始してから10年が経過しましたが、この間には土地利用の更新や変化が活発化する中、大阪の景観も大きくその姿を変えつつあり、それぞれの景観施策についての課題も明らかになってきました。

景観計画に基づく大規模建築物等の誘導については、市域一律の基準であり、具体的な指導や積極的な誘導が困難な場合が見られ、地域景観の特性に応じたよりきめ細やかな誘導が求められています。まとまりのある街路景観の形成をめざした建築美観誘導制度については、一定の成果を上げてきているものの、制度創設から30年以上が経過し、一部の路線では基準がまちなみの実態と合わないところも見られ、今日的観点から区域の設定や基準についてもきめ細かく見直す必要が出てきました。屋外広告物の誘導については、法的拘束力を持たせるなど、基準や手続きの担保性を高めていくことが課題になっています。また、近年は橋梁のライトアップや御堂筋のイルミネーションなど、夜間におけるまちの魅力づくりに関する公民の取り組みも活発化し、場所の特性に応じた夜間景観の形成が求められるようになりました。

一方、地域が持つ魅力をいかした景観まちづくりの取り組みも広がりつつあり、これらの取り組みへの支援や、新たな取り組みの掘り起こしの重要性がより高まってきました。景観形成は行政による施策のみならず、市民や事業者との協働による取り組みが不可欠であることから、意識の啓発とともに自律的な景観マネジメントのための枠組みの整備が求められています。

成熟社会において都市間競争を勝ち抜いていくためには、都市のアイデンティティの確立を都市戦略として進め、都市格の向上を図っていくことが強く求められます。大阪市における今後の景観形成においてもこうした観点を盛り込み、美観地区をはじめとするこれまでの取り組みについてもその趣旨を継承しながら、新たな枠組みを構築することが不可欠です。

このため、平成26年12月19日に大阪市都市景観委員会に対して「本市における今後の景観施策のあり方について」の諮問を行い、平成28年3月30日の答申を基に、今般、景観計画の変更を行うものです。

【景観施策展開の経緯】

| | 提言・計画等 | 景観誘導 | |
|-------------|---|--|---|
| | | 法令 | 要綱等 |
| 昭和期 (戦前) | | S9.12 大阪都市計画・美観地区の指定(御堂筋沿道、中之島とその周辺、大阪城西側、大阪駅や主要鉄道終端駅(難波駅、天満橋駅、上本町駅、天王寺駅・阿倍野橋駅)の周辺) S13.12 大阪都市計画・美観地区の指定(大阪駅前ダイヤモンド地区とその周辺を追加) | |
| 昭和期 (戦後) | | | S44.6 御堂筋沿道(淀屋橋～本町)31m スカイラインの行政指導 S57.1 建築美観誘導制度(なにわ筋、堺筋、国道2号) |
| | S56.1 「大阪市建築美観誘導について(報告)」(大阪市建築美観委員会) S58.7 「ライトアップ大阪計画」策定 S60.3 「大阪アメニティブラン」策定 | | |
| | H7.3 「大阪市景観形成基本計画」策定 H7.6 「新・水の都大阪のランドデザイン」策定 | | H7.1 御堂筋沿道建築物まちなみ誘導制度(淀屋橋～中央大通) 建築美観誘導制度(御堂筋(大阪駅前～淀屋橋、中央大通～難波)) H7.6 建築美観誘導制度(四ツ橋筋、土佐堀通) H9.4 大規模建築物事前協議に景観協議を追加 |
| 平成期 | H11.12 「大阪市景観形成基本計画」改定 | H10.9 大阪市都市景観条例(H11.1 施行) H12.6 都心中央部景観形成地域の指定 H13.6 大川・中之島景観形成地域の指定 H14.6 道頓堀川景観形成地域の指定 | |
| | H17.9 「景観法を活用した大阪市の景観施策のあり方について(提言)」(大阪市都市景観委員会) | H15.4 指定景観形成物(中央公会堂、通天閣等12件) H16.10 指定景観形成物(淀屋橋、毛馬桜宮公園等10件) H17.6 景観法の全面施行 H17.6 大阪都市計画・美観地区の廃止 H18.2 大阪市景観計画策定(H18.4 施行) H18.3 大阪市都市景観条例の改正(H18.4 施行) H18.10 景観計画に基づく大規模建築物等の協議・届出 H19.3 大阪市景観形成推進計画策定 | |
| | H28.3 「大阪市における今後の景観施策のあり方について(答申)」(大阪市都市景観委員会) | H22.3 大阪市景観形成推進計画改定 H22.3 各区の都市景観資源の登録開始 H29.3 大阪市景観計画の変更 H29.3 大阪市都市景観条例の改正 | H26.1 御堂筋沿道建築物のデザイン誘導(淀屋橋～長堀通) |

3 景観計画の位置付け

本計画は、景観法第8条に基づき策定する法定計画であり、また、「大阪都市魅力創造戦略2020」、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新・大阪市緑の基本計画」、「大阪光のまちづくりアクションプラン2020 構想」などの関連計画との整合を図りながら、法定事項のみならず、大阪市都市景観条例などに基づく景観形成に資する総合的な取り組みについても定めています。

